

その他次世代育成支援対策

市町村	2 3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2 4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2 4 - 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
福島市		乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)において、地域住民を「こんにちは赤ちゃん応援隊」として小学校区1名以上委嘱している。保健師・助産師の専門職だけでなく、地域の応援隊による訪問により、地域で安心して子育てができる地域づくりに取り組む。	大雨などによる災害発生の恐れがあるとき、新型コロナウイルス感染症に特に配慮が必要な方が速やかに避難できるよう、市内のホテル・旅館(温泉地を除く)と協定を締結し、避難者の受け入れを行っている。 【対象者】 ①妊娠28週目から産後2か月までの妊産婦 ②医療的ケア児 ③介助者(①は原則1名、②は原則2名まで) および同居する小学生までのお子さん
会津若松市	○保育所等給食食材検査事業 保育所等の給食における児童の食の安全・安心確保や保護者の不安払拭のために給食食材に含まれる放射性物質の検査を委託により実施。	・男性育休100%宣言をし、市男性職員の育休取得を推進している。また配偶者出産休暇や育児参加休暇についても、取得率100%を目標とし、積極的な取得を呼びかけている。	
郡山市	(1) 保育所等給食放射性物質測定事業 【内容】保育所等に放射性物質検査機器を整備し、給食提供前に市の基準(10ベクレル未満)に基づき検査を実施して、保育所児童の内部被ばく防止と保護者の不安解消に努める。 (事業担当課: 保育課) (2) 郡山市震災後子どものケアプロジェクト事業 【内容】東日本大震災後の長期的な子どもの心と体のケア並びにその保護者及び支援者のケアを行い、併せて子どもの明るく健やかな成長を促すための環境の整備を図るために、メンタルヘルスケア事業や子どもの遊びと運動に関する事業等を幅広く展開する。 (事業担当課: こども政策課)	(1) 育パパサポート奨励事業 【内容】市内の中小企業に勤務する男性従業員が育児休業を取得し、職場に復職した場合、男性従業員に奨励金を支給します。 (事業担当課: 雇用政策課) (2) 職員向けに育児に関する制度をまとめた「パパママ応援手帳」の作成、周知及び活用を行い、職員が子育てしやすい職場環境づくりに取り組んでいる。 特に、子どもが生まれる職員や子育て中の職員には、所属長が面談を行い、職員の働き方についての意向確認や男性職員への育児に関する休暇や休業の取得推奨などの取り組みを実施している。 (事業担当課: 人事課)	(1) 郡山市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、認可外保育施設において、本市からの要請に応じ臨時閉鎖したため登園できなかった児童、または登園を自粛した児童の保護者に対しその期間の保育料相当額を協力金として支給する。その期間の保育料を施設が日割りした場合は当該施設に対し協力金を支給する。また、臨時閉鎖期間中、電話等により入所児童の健康観察を施設が行った場合、児童数に応じて協力金を支給する。 (事業担当課: 保育課) (2) 「出生祝いASAKAMAI 887贈呈事業」 【内容】新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯や産婦への栄養補給を支援するほか、生誕をお祝いするため、市内の農家が手塩にかけて育んだ郡山産最高級米「ASAKAMAI 887」2kgを贈呈し、消費が低迷している米の販売促進とPRを行う。 【対象者】令和3年4月1日～令和4年3月31日までに出生し、郡山市民課等窓口で出生届を提出され、記念品の贈呈を希望された保護者等。 また、市内在住で市外で里帰り出産し、帰宅後手続きをした保護者 ◆ 新生児2, 500人(月平均210人×12か月) (事業担当課: 園芸畜産振興課)

その他次世代育成支援対策

市町村	2 3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2 4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2 4 - 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
いわき市	<p>○屋内遊び場管理運営事業 屋外での遊びに不安を持つ保護者とその子ども達が、安心して遊べる場の確保と、子ども達が天候に左右されずに、のびのびと安心して遊べる場の提供を目的として、市内2か所に屋内遊び場を整備して管理運営を行う。</p>	<p>○いわきネウボラ 出産、子育てに関する不安や悩みを解消し、安定した状態で出産、子育てできる環境の整備を図ること、また、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うための新しい支え合いの仕組みを実施する。</p> <p>○赤ちゃんの駅事業 乳幼児連れの保護者が、授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることのできる施設を「赤ちゃんの駅」として登録するとともに、利用マップや表示用のタペストリー等を提供することにより広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境づくりを進める。</p> <p>●父子・母子等奨学資金 (月額5,000円) 父子及び母子家庭の父若しくは母又は保護者で、児童を扶養している人の経済的負担を軽減するため、奨学金を支給。</p> <p>●父子・母子福祉手当 (児童2人まで年額10,000円、児童3人目以降1人につき1,500円を加算) 父子及び母子家庭等で児童を扶養している父若しくは母又は保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、福祉手当を支給。</p> <p>●父子・母子家庭等入学児童祝金 (小学校入学時1人7,000円、中学校入学時1人9,000円) 父子及び母子家庭等で児童を扶養している父若しくは母又は保護者に対し、児童の健全育成を図るため、入学時に祝金を支給。</p>	<p>●子育て世帯生活支援クーポン券配付事業 (児童1人あたり1万円分) 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、深刻な影響を受けている低所得の子育て世帯の食事等による支出の負担軽減を図ることを目的に子育て世帯生活支援特別給付金の給付対象世帯として市内の飲食店等で使用できるクーポン券を配付。</p> <p>●母子保健オンライン環境整備事業 新型コロナウイルス感染症が市民にもたらす影響の長期化が見込まれる中、感染の不安を軽減するため、集合型の教室や相談等に代えてオンラインで開催できる体制を整備し、妊産婦等の不安の解消を図る。</p>

その他次世代育成支援対策

市町村	2 3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2 4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2 4 - 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
白河市	<p>中心市街地の子育て支援機能の強化を図るため、市民交流施設「マイタウン白河」内に屋内遊び場「わんぱーく」を設置（まちづくり推進課）。</p>	<p>○多子世帯給食費負担軽減事業 多子世帯が子育てしやすい環境を実現するため、同一世帯で18歳以下の兄弟姉妹が3人以上いる場合、義務教育を受けている第3子以降の児童・生徒の学校給食費を全額助成する。（健康給食推進室）</p> <p>○白河市子育て世帯賃貸住宅家賃補助制度 中心市街地の集合住宅に新規に転入する子育て世代に対し、家賃の一部を補助。 主な要件：他市町村より転入し、1年以内に中心市街地の民間賃貸住宅に入居した次のいずれかの世帯 ①満18歳未満の子どもと同居する世帯で、当該子どもを扶養する父又は母のいずれかが世帯主の世帯 ②同居する夫婦のいずれかが40歳以下で、当該夫婦のいずれかが世帯主の世帯 補助額：集合住宅月額13,000円、戸建住宅17,000円 補助期間：最長3年間（まちづくり推進課）</p> <p>○国民健康保険に係る子どもの被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の均等割を全額減免している。（国保年金課）</p> <p>○子育てスキルアップ事業 「親子の愛着形成」や「妊娠期からの子どものメディア依存の予防」、「生活リズムを整えることの重要性」の意識づくりを醸成し、親の育児力のアップと育児負担の軽減を図るため乳幼児健診時の集団教育や幼稚園保育園等での講演会の開催、チラシやポスターを活用した妊婦への助言を実施。</p> <p>○白河っ子応援事業 赤ちゃんから中学卒業まで切れ目なく支援するため、年中児を対象としたすこやか相談会やフォローアップ訪問事業、保育力アップの研修会の実施や庁内連携会議の開催（こども支援課）。</p>	
須賀川市		<p>●保育所等給食費給付事業 市内在住の3歳から5歳児に係る「副食費」「主食費」を合わせた給食費を、公立・私立を問わず、市が負担し無償化する（上限あり）</p>	
喜多方市	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等給食食材放射性物質測定事業 ・ホームスタート事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口事業（保育所・幼稚園・小学校） ・チャイルドシート等購入助成事業 ・乳幼児救急搬送時交通費助成事業 ・出産・育児のための離職者支援事業 ・ファミリーサポートセンター利用者助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時に、マスクと手指消毒ジェルを配付

その他次世代育成支援対策

市町村	2.3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2.4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2.4-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
相馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールボディカウンターによる内部被ばく測定事業（小中学生） ・屋内遊び場運営事業 ・給食食材放射線量測定業務委託事業（給食及び敷地内の空間線量測定） ・Dシャトルによる外部被ばく測定事業 ・震災孤児等支援事業 <p>東日本大震災により親を亡くした孤児等に対し、生活支援金を支給するとともに、大学、専門学校等に進学した孤児等に生活費、教材費などを支援する資金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケア事業 <p>東日本大震災等被災による児童・生徒の「心のケア」をNPO法人相馬フォロアチームとの共同により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー配置事業 <p>学校と家庭及び関係機関が連携し問題解決に向けて行動できる連絡・仲介・調整を行うスクールソーシャルワーカーを配置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口事業（小学生） ・学校給食費無料化事業（市内小中学校） ・一次預かり事業（1歳～未就学児）（市直営） 	
二本松市	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内遊び場運営事業 ・幼稚園、保育園等給食食材放射線測定 ・放射線外部積算線量測定 ・放射線内部被ばく量測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者への手当支給 ・特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者への通学費の助成 ・出産時交通費助成事業 ・子育て支援アプリの配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症相談センターの開設

その他次世代育成支援対策

市町村	2 3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2 4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2 4 - 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
田村市	<p>①平成23年3月11日に田村市都路町に住所を有していた者が保護者となり、市内保育所・こども園へ入所させた場合、保育料を無料化（0歳児、1歳児、2歳児）</p>	<p>①3月31日現在満3歳から満5歳までの児童を在宅で養育する保護者に対し、月額5,000円の子育て支援奨励金を支給</p> <p>②幼児預かり保育利用料 無料（住所登録がある児童）</p> <p>③放課後児童クラブ利用料 無料（住所登録がある児童）</p> <p>④ブックセカンド事業（4歳児5歳児の在籍する児童福祉施設に本を配布し、絵本と触れ合う機会をつくり、自発的な読書習慣の形成に資するとともに、子どもの感性や想像力を育成する。）</p> <p>⑤市立幼稚園給食費無償化（住所登録がある児童）</p> <p>⑥特定教育・保育施設等給食費助成 月額4,800円上限（住所登録がある児童）</p> <p>⑦転入子育て世帯住宅取得補助金 市内に定住するため住宅を取得し転入した子育て世帯、または転入後3年以内に市内に定住するため住宅を取得した子育て世帯で、いずれも転入する直前に連続して3年以上市外に在住していた方を対象とし、取得額1,000万円以上の物件に対し100万円補助</p> <p>⑧子供応援事業実家改修補助金 転入子育て世帯が実家を改修するにあたり、子ども1人当たり10万円補助</p> <p>⑨子供応援事業空き家改修補助金 転入子育て世帯が空き家（空き家バンク登録物件に限る）を改修するにあたり、子ども1人当たり10万円補助</p> <p>⑩田村市学習・適応指導教室「まごころ教室」 不登校あるいは、その傾向を持つ小中学生に対して、自立心や登校・学習習慣を育て、学校復帰のための支援。 開設期間：市教育委員会管理規則による授業日の火・水・木・金曜日 場所：田村市図書館2階会議室 時間：午前10時から午後3時までの5時間</p>	

その他次世代育成支援対策

市町村	2 3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2 4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2 4 - 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
南相馬市	<ul style="list-style-type: none"> ○全天候型子どもの遊び場（2カ所）、砂場付き屋内遊び場（1カ所）の管理運営 ○完全屋内型子どもの遊び場の整備（1カ所） ○市外避難をしている生後2か月までの母子に対する電話相談 ○市外避難をしている保護者へのアンケート・電話相談（乳幼児健診時期に、避難先での受診の勧奨及び生活状況等をアンケートにて把握。アンケート返送がない場合や育児不安等の記載がある場合に電話相談を実施） ○追加外部被ばく放射線量測定の実施（ガラスバッジ） ○放射線内部被ばく検診の実施（ホールボディカウンタ・ベビースキャン） ○学校放射線教育の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○みらい育成修学資金の貸付及び給付（育英資金貸付、看護師等修学資金貸付、保育士等修学資金貸付、修学資金給付） ○給食費保護者負担の一部支援（地元産米飯分）及び同一世帯で小中学校に在籍する3人目以降の児童生徒に係る給食費無料 ○子育て援助活動利用料助成（一時預かり・ファミリーサポートセンター利用料助成） ○夜間小児科・内科初期救急医療事業 ○ミュージアムキッズフェアの開催 ○母子愛育会活動団体の育成支援（子育て支援の活動展開等） ○1歳児歯科健診、フッ化物歯面塗布事業 ○フッ化物洗口事業（4歳児～小学4年生） ○10か月児健診時に絵本及びおすすめのブックリストをプレゼント ○空き家・空き地バンクでの市内空き家情報等の提供 ○空き地・空き家バンク登録物件の購入時や賃貸時の支援 （対象者：転入する18歳以下の子を持つ世帯、45歳未満の若者世帯、多世代同居者、近居者、就業者、市内在住者。支援する額：要件により異なる（最大200万円）） ○住宅購入等世帯等定住促進事業 （対象者：市内への転入者でアパート等を借り上げる子育て世帯や若者、市内で住宅取得する18歳以下の子を持つ世帯、45歳以下の若者世帯、多世代同居者、近居者、就業者、多子世帯。支援する額：アパート等借り上げ18万円、住宅取得等50万円～150万円） ○在宅保育支援事業 （満3歳未満の子どもを保育園等に預けず、家庭において保育を行っている保護者に対し、月1万円（子ども一人当たり）を半年ごとに交付。） ○多子世帯子育て応援支援金支給事業 （対象者：第3子以降の子どもが出生または小学校に入学した方。支給する額：出生時30万円、小学校入学時10万円） ○災害等遺児支援金支給事業(令和2年8月13日以後の国指定の災害または交通事故により、父母または父母の一方を失った児童を養育する者に対して、遺児支援金を支給いたします。*0歳～6歳（未就学児）年額 200,000円 *7歳～15歳（小・中学生）年額 300,000円 *16歳～18歳（学生等）年額 400,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内小中学校児童生徒のICTを活用した家庭学習支援（家庭学習支援金1万円・通信環境整備支援金1万円（ルーター等購入は半額）の支給） ○米飯分の給食費免除
伊達市	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内屋外遊び場の設置及び充実 		
本宮市		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より、子ども食堂に対し、活動運営補助金を交付(1回の開催につき10,000円交付。(上限：年間480,000円)) 	
桑折町	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスバッジによる外部被ばく測定 ・ホールボディカウンターによる内部被ばく測定 ・屋内遊び場、屋内プールの設置運営 ・給食食材の放射線測定 ・親子参加イベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり保育助成事業（町外保育所の一時的預かり保育利用の場合、利用料の1/2上限1万円（月額）を助成 ・病児病後児保育助成事業（町外保育所の病児病後児保育利用の場合、利用料の1/2上限1万円（月額）を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援アプリによるオンライン相談事業

その他次世代育成支援対策

市町村	2 3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2 4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2 4 - 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
国見町	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスバッジによる外部被ばく検査 ・ホールボディカウンタによる内部被ばく検査 ⇒施設実施(福島市保健福祉センター)となる。 ・屋内遊び場の設置運営 ・保育所給食の放射線検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児体力測定・運動教室の開催 ・幼稚園通園費助成 ・乳幼児の育成支援事業 ・ママカフェ ・ウッドスタート事業（誕生祝い品贈呈、親子木工教室等） ・道の駅構内に木育広場を設置・運営 	
川俣町	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの屋内運動場 →震災による子どものストレス解消と体力向上を図るための整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校給食費半額補助（小中学校の給食費の1/2を補助し、保護者の経済的負担を軽減） ・チャイルドシート無料貸し出し（4歳未満の乳幼児の保護者に対してチャイルドシートを無料で貸し出し、乳幼児を交通事故から守る） ・子育て世代における男性の育児参画を促進するための、お話会や運動教室、料理教室を実施。 ・子育て支援アプリの活用し、子育て支援全般の情報発信を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の幼稚園・保育所の幼児、小中学生、妊婦への布製マスクの配付（令和2年度のみ）
大玉村	<ul style="list-style-type: none"> ・親子のふれあい事業 ・親子運動遊び教室事業 ・個人線量計による外部被ばく測定 ・ホールボディーカウンターによる内部被ばく測定 	祖父母手帳の配付	
鏡石町	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールボディーカウンターによる内部被ばく測定 ・学校、保育所等の給食食材の放射性物質検査 ・のびのび健康相談（心理士による個別相談）の開催 	【食育推進奨励金支給事業】 3歳～5歳のすべての子どもの保護者者へ保育料の副食費相当分月額4,500円支給する。国の副食費免除事業の上限4,500円に満たない場合は、差額支給する。 令和3年度予算13,716千円	
天栄村		<ul style="list-style-type: none"> ・すくすく家庭保育応援金 村内に住所を有する生後6か月から満1歳で保育所等を利用していない児童のうち、両親が共働きでその他の家族が在宅で保育を行っている児童について、その保護者に対し、月額10,000円を支給する。	

その他次世代育成支援対策

市町村	2 3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2 4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2 4 - 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
下郷町		<ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドシート購入助成金…乳児用チャイルドシートの購入代金を助成（10,000円まで） ・小中学校入学祝金…町内に住所を有する小中学校新1年生の保護者に対し、児童生徒1人あたり30,000円を支給する。 ・小中学生通学費助成…路線バスの利用料金を小学4年生まで全額補助。小学5年生以上は月4,000円を超えた分を全額補助。 ・小中学生給食費助成（所得制限なし） ・フッ化物洗口事業…町内保育所に入所する4歳児及び5歳児 ・フッ化物歯面塗布事業…町内保育所に入所する1歳6ヶ月以上児 ・5歳児健康相談 	
檜枝岐村	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・16歳～22歳までの就学生1人につき、月額5,000円の学資手当を支給（類似の手当受給者は除く） ・妊婦が通院等する際、それらに係る費用を妊婦通院費補助金（50,000円）として支給 	なし
只見町			
南会津町			
北塩原村		<ul style="list-style-type: none"> ・通園の遠距離補助制度あり ・村内小中学校で受ける英語検定料・漢字検定料無料 ・国内外の都市との交流事業の実施 ・村内幼稚園及び保育所に在園する3歳児に5万円の子育て応援給付金を支給 	
西会津町			<p>しし、学校の授業と家庭学習を連動させた「新たな学びの形態（ハイブリット型）」での学習を確立できるようICT環境を整備した。これにより、学校臨時休業中はタブレット端末を活用したオンライン授業を行える。</p> <p>*中学生には、児童生徒の学力向上のための家庭学習支援事業としてPC教材学習アプリ使用料を負担している。（地理的・家庭環境等の理由で学習塾に通いづらい本町の現状改善や保護者の負担軽減を図る公営塾的な支援事業）</p>

その他次世代育成支援対策

市町村	2 3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2 4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2 4 - 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
磐梯町			
猪苗代町		○猪苗代町幼児教育・保育施設等給食費補助事業 保護者の経済的負担軽減を図るため、幼児教育・保育を提供する施設等を利用している3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの保護者が負担する給食費の補助を行う。	
会津坂下町			
湯川村		幼小中における第3子以降給食費無償化。幼稚園バスの無料運行。	
柳津町			
三島町		○小中学校学校給食費無償化 ○0歳6か月～就学前までの保育所入所児全員の保育料を無償とした。（一時保育は対象外）	
金山町		「奥会津金山学びの18年」 金山町に住む18歳までの子供たちに対して行う様々な教育事業の総称 ※県立川口高等学校に対しても、様々な支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス消毒事業 ・若桐寮舎監・指導員の学校臨時休業対応 ・家庭学習のためWi-Fi整備 ・町外で頑張る学生に特産品送付 ・児童生徒への図書カード配布
昭和村		・乳幼児育児用品支給事業 満2歳に到達する月までの児童に月額4,000円を限度として粉ミルク・紙おむつ・おしりふきを組み合わせて支給する。	・地域振興券村民一人当たり30,000円
会津美里町			新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けている町民及び町内事業者の応援を目的として、商品券を町民全員に配布する。 1人当たり5,000円
西郷村	屋内遊び場を設置（添付資料 15ページのとおり） 乳幼児・幼稚園・保育園・小中学生対象 放射線健康対策事業 （ガラスバッジ配布及び放射線被ばく線量データ解析）		

その他次世代育成支援対策

市町村	2.3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2.4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2.4-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
泉崎村	個人線量計による外部被ばく測定	小学校新1年生（年長児の卒園式）にランドセル贈与 小学校新1年生（年長児の卒園式）に国語辞典贈与 中学校新1年生（小学校の卒業式）にカバンを贈与 中学校新1年生（小学校の卒業式）にヘルメットを贈与	
中島村	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター開放 月1回 ・個人線量計による外部被ばく測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園保育料、保育所保育料、預かり保育料、給食費の無料化（対象条件あり） 	
矢吹町	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスバッジによる外部被ばく測定 ・ホールボディカウンターによる内部被ばく測定 ・親子あそびのひろば ・屋内外運動場設置 ・親子で参加できる子育てイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診・健康相談に臨床心理士を心理相談員として配置している ・子ども議会（小学6年生対象） ・新生児聴覚検査助成 ・集団健診によるフッ素塗布 ・子育てサークル活動補助 ・矢吹こども読書100選パンフレット ・若者定住支援助成 ・フッ化物洗口事業（保育園・幼稚園・小学校・中学校） ・中学生海外派遣事業（中学2年生対象） ・病児保育事業（広域で開設：しらかわ病児保育室） ・家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート） 	

その他次世代育成支援対策

市町村	2 3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2 4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2 4 - 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
棚倉町		1)子育て世代包括支援センター事業 ・妊婦訪問（新生児オムツの提供） ・産婦電話相談事業 ・妊産婦サロン、各種子育て支援講座（沐浴教室・安産教室・離乳食講座等） 2)すこやか赤ちゃん応援券支給事業 対象：2歳未満児 内容：町内薬局等にて育児用品と引き換えできる助成券（月額2,500円）の支給 3)生後1か月児健康診査費用助成事業 対象：生後1か月児健康診査受診児 助成上限額：5,000円 4)幼児歯科クリニック 対象：1歳児～3歳児 内容：歯科検診・フッ化物紙面塗布・歯科指導 5)フッ化物洗口 対象：幼稚園児・小学校児童 6)歯磨き教室 対象：幼稚園児・小学校児童・中学校生徒と保護者（一部） 7)5歳児健康相談事業 対象：幼稚園年中児	
矢祭町			
埴町		埴サービス会と共同での、子育て世代を対象とした独自のポイントカード事業を実施している。 【埴町乳幼児子育て用品支援事業】 2歳未満の子どもの子育てに必要な紙おむつやミルクなどの購入費用を月額2,500円まで補助を行う事業。	
鮫川村		・乳幼児紙おむつ給付事業 出生した月から満1歳6か月到達の前の月まで月額5,000円を上限に保護者へ紙おむつ給付券を支給 ・子育て応援祝金 小学校及び中学校入学の児童生徒の保護者に、対象者1人につき50,000円を支給	

その他次世代育成支援対策

市町村	2 3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2 4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2 4 - 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
石川町		<p>子育て世代の育児休業の取得を促進するため、育児休業の取得を促進し働きやすい環境づくりをした町内の中小企業者に対し奨励金を給付</p> <p>対象者：石川町の雇用保険適用事業所の事業主 ※その他要件有り</p>	
玉川村	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内遊び場運営事業 ・放射線個人線量測定事業 ・内部被ばく検査事業 		
平田村	平成24年1月から母親などの不安の軽減と運動ができる機会として、月1回子育て支援教室を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費の年額2分の1を補助（対象：こども園児、小中学生） ・スクールバスの運行（対象：小中学生） ・防犯ブザーの配布（対象：新入学児童） 	
浅川町		<ul style="list-style-type: none"> ・浅川町小学校中学校入学祝金支給制度（小学校中学校入学する児童に対して1人3万円） ・給食費半額助成 ・子育て世代・学生応援金支給（児童手当受給者及び学校教育法に基づく学校に在学する扶養義務者に対して支給する。児童手当時給者：子ども1人に付き2万円・学生1に付き3万円支給。） 	
古殿町			
三春町	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、保育所等の給食用食材の放射性物質検査 ・教育施設、町民プール、井戸水利用施設の放射性物質検査 ・電子式線量計による妊婦・乳幼児等の外部被ばく測定 		
小野町	・ガラスバッチ式積算線量計の貸出し、測定	親子ふれあい教室や育児教室においてベビーマッサージを実施	
広野町			
檜葉町			

その他次世代育成支援対策

市町村	2 3 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	2 4 市町村が独自に取り組んでいる施策	2 4 - 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
富岡町	屋内遊び場の設置	<p>定住化促進化対策子育て世帯奨励金 町内の子育て世帯の定着の促進と、子育て世帯に対する生活等を支援するために奨励金を交付している。</p> <p>【交付条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月1日以降、町内を生活の本拠地として居住している世帯 ・中学校3年生までの子どもを養育している世帯 ・対象の児童が3年以上継続して町内に居住すること。 <p>【交付金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回申請時に世帯に対して30万円 ・対象の児童1人当たり月15,000円を最長3年間交付 	
川内村		<ul style="list-style-type: none"> ・川内村妊産婦健康診査交通費助成：妊産婦健診1回につき2,000円助成(上限17回) ・川内村幼児家庭保育支援手当支給事業：村内に住所を有する満1歳から3歳に満たない、保育所等を利用していない幼児について、その保護者に対し、月額20,000円を支給する。 ・絵本の贈呈：たばこ税を一部を財源とした絵本を1.6歳児と3歳児に乳幼児健診の際に贈呈 	
大熊町	(添付資料 16・17ページのとおり)		
双葉町	<ul style="list-style-type: none"> ・当町に住民登録があり避難先で公立幼稚園、私立幼稚園、認定子ども園(1号認定の方のみ)に通園している方へ授業料(保育料)、入園料を全額補助。 →「令和3年度東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に対する双葉町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」 ・当町に住民登録があり避難先で公立幼稚園、私立幼稚園、認定子ども園(1号認定の方のみ)に通園している方へ給食費を年額上限54,000円、教材費を年額上限36,000円補助。 →「令和3年度東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に対する双葉町幼稚園給食費等補助金交付要綱」 		

その他次世代育成支援対策

市町村	23 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	24 市町村が独自に取り組んでいる施策	24-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
浪江町	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料助成 ・子育てサロン ・認定こども園、学校給食食材の放射性物質検査 ・子育て支援家賃補助金（町内の賃貸住宅に入居する子育て世帯に対して家賃の一部を補助） 		
葛尾村	<ul style="list-style-type: none"> ・葛尾村みらい子ども助成金(本村に居住し、かつ住所を有する15歳の最初の3月31日を迎えるまでの子どもを養育している保護者に対し、子ども1人につき1ヶ月あたり20,000円) 		
新地町	原子力災害による避難者の受け入れ（小・中学校・保育所・児童クラブ）	町立保育所に通う3歳以上児の副食費の無償化 保育料を納付している保護者について、月3,000円を助成	
飯舘村	甲状腺検査の継続的な実施	役場職員の子育てのための独自休暇事業（パパクオーター制度） 役場職員へのPTA休暇（学校行事及び子にかかわる休暇） 中学生を対象に海外研修を実施	

○西郷村屋内遊び場設置条例施行規則

平成25年2月1日規則第1号

西郷村屋内遊び場設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西郷村屋内遊び場設置条例（平成24年西郷村条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 西郷村屋内遊び場（以下「遊び場」という。）の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、利用の繁閑により村長が必要と認めたときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 午前10時から午前11時30分まで
- (2) 午後1時から午後2時30分まで
- (3) 午後3時から午後4時30分まで

(休館日)

第3条 遊び場の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、村長が必要と認めたときは、休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

- (1) 毎週火曜日
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(利用者の守るべき事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 使用した施設、設備等は、原状に復して整理整頓すること。
- (3) 施設内の風紀及び秩序をみださないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年3月23日から施行する。

○大熊町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の算定に係る規則

令和2年3月6日

規則第6号

(総則)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(以下「利用者負担額」という。)の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 利用者負担額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、法による利用者負担額が生じるときは、利用者負担額は、上限額に対する30パーセント(100円未満の端数を切り捨てる。)とし、別表のとおり定める。

(1) 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 0円

ア 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども

イ 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども

(2) 満3歳未満保育認定子ども(令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る教育・保育給付認定保護者 別表の教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、同表に定める額又は特定教育・保育等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育、法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育又は同項第4号に規定する特例保育をいう。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額

2 別表における「所得割額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に定める所得割の額で、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)または東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例による減免によって計算された所得割の額をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、地方税法、所得税法、租税特別措置法等の各法に規定される寄附金控除、外国税控除、配当控除及び住宅借入金控除は、適用しないものとする。

3 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、別表に定める第2階層から第4階層までに認定された場合は、別表の括弧に掲げる利用者負担額とする。

(1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に子どもを扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

(2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

(複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の特例)

第3条 負担額算定基準子ども(令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに関して前条の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども 0円

(複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の特例)

第4条 特定被監護者等(令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下この条において同じ。)が2人

6	市町村民税所得割課税額が169,000円～301,000円未満の保護者	18,300円	18,000円
7	市町村民税所得割課税額が301,000円～397,000円未満の保護者	24,000円	23,600円
8	市町村民税所得割課税額が397,000円以上の保護者	31,200円	30,700円

備考

- 1 第3階層及び第4階層(市町村民税所得割額が77,101円未満である場合に限る。)に該当する教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育給付認定保護者であるときは、括弧内の金額を適用する。
- 2 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 標準時間認定保護者 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分と認定された教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者をいう。
 - (2) 短時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分と認定された教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者をいう。
 - (3) 被保護者等 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。
 - (4) 里親 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親をいう。
 - (5) 市町村民税非課税世帯 令第4条第2項第8号イに規定する市町村民税世帯をいう。また、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律、東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例による減免によって計算された市町村民税所得割額が0円であった場合も市町村民税非課税世帯とみなす。